

R4年度環境整備未実施例

令和4年度の環境整備状況が表に示す状況の場合、環境整備未実施とみなします。
 そのため、会社として実施済みの扱いであっても、該当する項目を令和5年度に実施して
 新たな環境整備の実施とすることができます。

環境整備要件	R4年度未実施とみなす例
ア 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・未実施の職種や職層等がある場合 ・未実施の事業所がある場合 ・R5年度に実施予定の新規内容がある場合
イ 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等 (相談窓口の設置)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の職種や職層等に限定して周知していた場合 ・利用可能な社員を限定している場合
ウ 自社の労働者の 育児休業・産後パパ育休取得事例 の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の職種や職層等に限定して収集・提供していた場合
エ 自社の労働者へ育児休業・ 産後パパ育休制度と育児休業 取得促進に関する方針の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の職種や職層等に限定して周知していた場合 ・周知内容が記載された書類等がない場合